

## 平成31年度 税制改正大綱

# 中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。 法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年 間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮し た内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

#### ■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

- <増減試験研究費割合8%超>
- 9.9%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3 <増減試験研究費割合8%以下>
- 9.9%-(8%-増減試験研究費割合)×0.175 その他控除税額の上限の上乗せ、中小企 業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に 係る税額控除制度などについても、一部見直 しが行われます。

#### ■中堅・中小企業向け特例

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- ・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- ・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- ・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- ・地域経済けん引事業の促進区域内で特定 事業用機械等を取得した場合の特別償却又 は税額控除制度は、2年間延長します。
- ・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- ・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが 行われます。

#### ■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き 下げ、特別法人事業税を創設します。資本金 1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59%(改正前は事業税9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

## 所得税·住民税関係

## ■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、 平成31年10月~平成32年12月までに消費 税率10%で住宅を取得した場合、11~13年 目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除 を受けられる特例が創設されます。平成31 年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控 除が受けられる仕組みとなっています。

#### ■老人ホームに入っている場合でも空き家の 3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

#### ■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の 継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

#### ■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。 平成31年6月以降の寄付から適用されます。

#### ■シングルマザー等に対する個人住民税の非 課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の 父又は母で、現に婚姻をしていない者または 配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計 所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

## 相続税·贈与税関係

#### ■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

### ■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

#### ■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間 延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

#### ■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。

本制度は2年間延長されることになりました。

#### ■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・ 資産運用型会社に該当した場合に、その該当 した日から6月以内に解消できれば納税猶予 を継続できます。

## 消費税関係

#### ■輸出物品販売場についての見直し

輸出物品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出物品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出物品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

#### ■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

## その他

#### ■消費税率引上げに合わせた自動車に関する 税率の整備

- ・平成31年10月から平成32年9月まで取得 した自家用乗用車の環境性能割は、税率が 1%軽減されます。
- ・自家用自動車に係る種別割は、平成31年 10月以後に新車新規登録を受けたものに ついて、引き下げられます。

### ■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20 歳未満から18歳未満に引き下げます。民法 に合わせて平成34年4月1日以後の判定で 利用されます。相続税の未成年控除、未成年 のNISA口座、住民税の非課税などの取扱い に影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎 TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449

HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

## 湯島天満宮で確定申告の広報活動と街の美化活動を実施ー女性部会・青年部会-

女性部会(飯村部会長)と青年部会(塙部会長)が確定申告の広報活動と街の美化活動を2月15日(金)、午前11時より湯島天満宮に於いて実施した。当日は2月8日(金)より始まった「第62回梅まつり」でもあり境内は大勢の観梅客で賑わう中、蝶名林署長をはじめ幹部の方々やイータ君と法人会役員方がそれぞれPR活動や美化活動を行なった。





▲イータ君も登場



▲青年部会役員方が街の美化活動を担当



▲資料を配る女性部会役員



▲蝶名林署長とイータ君

## 第2支部が改正消費税説明会&会員の集いを開催 -活発な情報交換がされる-

第2支部(吉田支部長)が改正消費税説明会&会員の集いを2月13日(水)、午後6時よりホテル機山館に於いて開催した。会は吉田支部長の司会進行で始まり加藤会長のあいさつに続き税務署の森川上席調査官による消費税軽減税率クイズの設問と解説がされた。

また、その後、行われた意見交換会では活発な 意見交換がされた。





▲講師を務める森川上席調査官(左)と司会の吉田第2支部長

## 社会貢献活動の一環として「献血活動」を実施 ーご協力ください!命が救える身近なボランティア活動ー

女性部会(飯村部会長)と社会貢献研修委員会(増田委員長)が1月15日(火)、午前10時より東京都赤十字血液センターとの共催で、文化シヤッター(株) BX ホールに於いて実施した。

同社は様々なCSR活動に参画しており、当日は 社員の方々や一般の方々45名の方にご協力を頂いた。



▲受付をする女性部会の飯村部会長(左)·上田委員(中央)と 社会貢献研修委員会の増田委員長

## 女性部会「ラテアート教室」を開催 -美しいラテアートを描く方法を学ぶ-

女性部会(飯村部会長)が2月4日(月)、午後6 時より担当副会長である五十嵐副会長の大和自動 車整備(株)会議室をお借りして、ラテアート教室 を開催した。当日はプロのバリスタによる美しい ラテアートを描く様子に見とれつつ、参加者も徐々 に素敵なアートを描けるようになり、写真を撮りな がら美味しいカフェラテとお菓子を楽しんだ。

また美味しいコーヒーの淹れ方や自宅でラテ アートを楽しむ方法の説明には、熱心にメモを取る 方も多く、男性を含む定員を越える応募があり大 変盛況だった。

(女性部会では随時、部会員を募集しております。 詳しくは事務局(山村)まで☎3812-0595)



▲ラテアートを描く様子を真剣に見入る参加者



▲メモを取りながらプロのバリスタの話を聴く

## 平成31年新春講演会・新年賀詞交歓会を本郷間税会と開催 **-立川談慶師匠の気づかいの勧めを聴く-**

平成31年新春講演会及び新年賀詞交歓会を1 月25日(金)、午後4時30分より文化シヤッター BX ホールに於いて開催した。会は吉田総務委員 長の司会で始まり落語家の立川談慶師匠が 「気づ かいの勧め をテーマに講演と落語を披露した。引 き続き、式典と懇談会が開催され終始和やかな内、 午後8時閉会となった。(新春講演会は一般の方で も聴講無料です。法人会ではどなたでも参加でき

る講演会や説明会を無料で開催しております。)







## 青年部会が租税教室を昭和小学校で実施 -税の役割や使いみち-

青年部会(塙部会長)が1月19日(十)、昭和小 学校に於いて6年生児童106名を対象に租税教 室を開催した。当日は公開授業ということもあり、 児童の関係者の見学もあった。授業は二人1組で すすめ、チョコレートを購入した際に発生する消費 税の行方や日本において1年間に納められる税金な ど、パネルを使い分かりやすく説明し、税金の大切 さを描いたアニメ「マリンとヤマト不思議な日曜日」 や税金クイズ、1億円のレプリカなどを活用し児童

の興味を逸らすことなく楽しい授業となった。



講師を務める富永副部会長(左)と細田幹事

## 平成 31 (2019) 年度国税専門官募集

Pride of the Specialist~公平な世の中を創る、志~

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専 門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験 資格 1 平成元年4月2日~平成10年4月1日生まれの者
  - 2 平成 10年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成32年3月までに大学を卒業する 見込みの者
    - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申 込 手 続 1 申込方法

インターネット申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。

[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]

2 受付期間

平成 31 年 3月 29 日 (金) 9時 ~平成 31 年 4月 10 日 (水) [受信 有効]

3 受験案内交付期間

平成31年2月1日(金)~平成31年4月10日(水) 9時~17時(土・日曜日及び祝日を除く。)

4 受験案内交付場所

東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)

人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

◇ 試 験 日 第1次試験 平成31年6月9日(日)

> 第2次試験 平成31年7月11日(木)~平成31年7月19日(金)の うち指定された日時

(注)詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(O3)3542-2111内 線2163) までお尋ねください。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

## 自動車の移転手続・廃車手続はお済ですか?

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は 使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

- ◆ 自動車を譲渡したとき: <u>平成31年3月29日(金)</u>までに「移転登録」をお済ませください。
  - ★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因 となります。
- ◆ **廃車等で自動車を使わなくなったとき**:速やかに「抹消登録」をお済ませください。
  - ★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因 となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。 〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_fr6\_000007.html 【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 平日 9時~17時(土・日・休日を除く)



## 4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成31年4月1日(月)~7月1日(月)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時~17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

#### <縦覧できる方>

平成31年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

<必要書類>

納税者本人であることを証明できるもの。

- ※ 運転免許証、旅券 (パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。
- (注)納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をお願いいたします。



## 老舗探訪(N)

## 鳳明館

ほうめいかん

小池邦夫 さん

## 学生向け下宿からスタートし戦後は 団体客向け和風旅館に

明治10(1877)年の東京大学設立が呼び 水となり、本郷周辺には学生下宿が次々誕生し た。現在は和風旅館として営業を続ける「鳳明 館」も、こうした学生向け下宿屋の一つである。

創業者の小池英夫さんは岐阜県輪之内町の出身で、大正12(1923)年、本郷で「朝陽館」や「真成館」などを営む親戚の種田兄弟を頼って上京した。最初「朝盛館」を買い入れたが、昭和11(1936)年に手放し、翌年「鳳明館」を購入して下宿屋を始めた。明治30年代建築の建物で、当時の部屋数は47室。外交官で、のちに全権としてミズーリ号艦上で降伏文書に調印する重光葵も下宿していたという。

「そのうち学生が帰省した空き部屋を利用して、旅館も兼業するようになりました」と言うのは、創業者の孫で現在の社長小池邦夫さん。戦後になって、「鳳明館」は専業の旅館として再出発した。

「当時、各県から戦後復興の陳情団が上京し、宿泊していました。大口団体客が増えたことで、昭和22、23年から旅館に転向したんです」。戦災によって旅館が減っていたため、「鳳明館」は修学旅行や、農協の団体、さらには遺族会や傷痍軍人会など、多くの団体客で賑わった。



小池邦夫さんと女将で叔母の玲子さん

「その頃の修学旅行は、一人当たり一畳もないスペースに、多くの学生を受け入れていました。まだ地方では現金が払えるほど豊かではなく、各自が米を袋に入れて持ってきて、その分を宿泊料から引いていました。米を持参するかしないかで『米込み』または『米別』と呼んで区別していたそうです」。

## 時代をとらえた効果的経営で伝統 ある旅館の存続を図る

「鳳明館」の大きな特徴は、建物の内部に使われている材料とデザインにある。各客室にはそれぞれ異なる木材が用いられ、造りも違っている。

「建築の知識があった祖父は、深川や木場に 出掛け、よく銘木市で面白い形の木を買って 来ました。そして自分でデザインを考え、京都 から腕の良い職人を呼んで部屋を改造するん です。普請道楽、趣味なんですね」と邦夫さん。 職人の技による、銘木の形の生きる床柱の造 形や、遊び心あふれる化粧桟が、宿泊客の目を



鳳明館本館 旅館としては都内で唯一国の登録有形文化財に指定されている。



昭和初期につくられた「竜宮風呂」

楽しませてくれる。この「鳳明館」本館は、平成 12(2000)年に国の登録有形文化財に指定 された。

昭和26(1951)年には、やはり英夫さんにより、内装に工夫を凝らした台町別館が開業し、昭和30年には、京都の人気旅館を手本とした森川別館が営業を開始した。こうして本郷に誕生した三つの「鳳明館」は、英夫さんの3人の息子に託された。

現社長の邦夫さんが経営に関わるようになったのは昭和61 (1986) 年、31歳のとき。森川別館を担当する叔父が体調を崩したのがきっかけだった。「次男であり、旅館を継ぐことは考えていなかった」という邦夫さんは、大学卒業後大手繊維会社に務めていたが、父親に懇願されて転職を決意、営業担当として入社した。

それまで都心の和風旅館は、修学旅行をは じめ団体旅行の需要に支えられ、比較的順調 な経営を続けていた。しかし、次第に少子化に よる学生数の減少や、団体旅行から個人旅行 へと移行する旅のスタイルの変化に対応でき ず経営が悪化し、廃業する旅館も出始めた。危 機感を持った邦夫さんは、企業での経験を活か して経営の改革に乗り出した。



「えびすの間」の傘天井

「伝統を受け継ぎつつ、どうやって効率的に集客するかを考えました。普及し始めたインターネットを利用して募集を始めたほか、外国人旅行者向けに英語のパンフレットやホームページを作成し、日本的情緒が味わえるという和風旅館の魅力を前面に打ち出しました」。

平成20(2008)年に社長に就任してからは、 さらに経営の近代化、改革に力を注いでいる。

「経営の安定にはリスク分散が重要です。日本人客のオフシーズンに外国人観光客を取り込み、団体客の途切れる時期には個人客を入れ、日帰りの宴会を企画するなど、厳しい時代ですがこうした工夫をすることで生き残りを図っています」という邦夫さん。「世の中のIT化が進むほど、逆にうちのような、一見時代に取り残された古き良きものが見直されています。ほかにきれいで便利なホテルがいくらもあるのに、JRの駅がなく、地下鉄の駅からも離れているこんな旅館をなぜわざわざ使ってくれるのか。そこのところにこれからのヒントがあると考えています」。

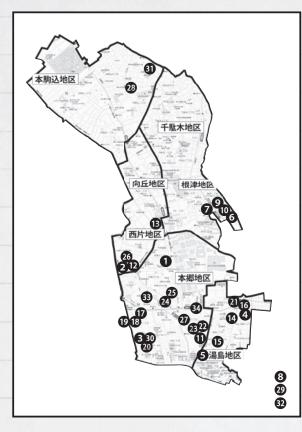
文京区史写真集 「写真で綴る(文の京)歴史と文化のまち」 (平成29年文京区発行)より転載



「朝日の間」 朝日の間では床柱に欅 (ケヤキ)、框には紅葉が使用されている。

## 事務局だより

## -新会員のご紹介-



● (株) パーソナルアシスト本郷 6-17-9 本郷網ビル 7F 3816-8301医療系人材派遣

② Cattley Art (株) 西片 1-14-7 090-4433-0157 植物育成販売業

**③栄光食品(株)**本郷 1-13-7-202 6801-5961 食品製造卸売

**④ (株) ラクレット** 湯島 3-28-16 3839-0011 スイス料理とスイスワインの店

**⑤東和建設(株)** 湯島 1-6-7 お茶の水 TK ビル 7F 5615-9616 建設業

**⑤坂口工業所** 根津 2-7-4 3821-4339 水道工事業

**⑦ jaca randa(株)** 根津 1-1-14 らーいん根津 402 5832-5523 サービス業

③ WOODMAN (株) 千代田区外神田 3-16-13 日進ビル 9F 3526-2288 精密機器卸  bloomax (株) 根津 2-12-3 5809-0746 WEB 広告業 ● (株) 加藤酒店 千駄木 2-13-1 3821-1575 コンビニエンスストア **①**太平電気(株)東京支社 本郷 3-22-9 ベッセル加藤ビル 5840-6227 電気設備工事業 (株) イールーム 西片 1-2-6 野本ビル 1F 5844-6166 不動産仲介業 (基本) 西片 2-25-8 モンテベルデ本郷西片 103 3811-1493

**ゆ成田 光房** 湯島 2-25-4 3834-7667

湯島 2-25-4 写真業 3834-7667

●輝達商事(株) 湯島 2-6-2 SORA お茶の水マンション 1F 5944-9968 理化学機器

**10** (**株)トラム** 湯島 3-28-18 AD・HOMES805 5812-4740 HP 制作・インターネットマーケティングコンサルティング

**⊕日工化学(株)** 本郷 1-29-7 5615-8351 製造業

③ (株) TKL ホールディングス本郷 1-33-3 後楽園キャステール 802 6240-0630 機械設計

**⑩合同会社 東京ねこ旅行**本郷 1-33-3 後楽園キャステール 706 3830-0808
旅行業・輸出業

② (株) 開原巧業本郷 1-5-17 三洋ビル 45 号 3868-0414鉄筋施工業

**②キョラカ(株)** 湯島 3-31-1-801 オーディオ機器の輸入販売

**②ネイチャーライフ(株)** 本郷 3-12-5 TSビル 2 F 6380-9100 食品原料卸

❸海老沼司法書士事務所本郷 3-9-3-401司法書士3811-4001

② (株) コーピー 本郷 4-4-11 情報通信業

050-5532-4032

3 (株) アムモ 98

本郷 5-23-13 タムラビル 6F 映画・DVD 制作配給

5844-6458

20 (有) 清光モータース

西片 1-2-9 自動車修理販売 3813-0555

② (株) タープ不動産情報

本郷 3-32-7 東京ビル 5F 不動産業

5803-9292

② (株) ヒカルコンサルタンツ 本駒込 3-41-2 幸栄ビル 3C

6886-6724

建設業

千代田区神田須田町 1-4 石塚ビル 4F 3527-1901

⑤ (株) ベイシスコンサルティング

本郷 1-5-11 水道橋こんぴら会館 4F 6240-0340 コンサルティング業

③ (有) ジョナ

本駒込 4-39-2 リーラ文京本駒込 1F 5834-7070 婦人服小売卸売業

20 (株) 武田工務店

江戸川区一之江 7-27-5

5879-4707

建設業(鳶・土工)

③ (株) ティスマン・サービス

本郷 4-9-25 真成館ビル 1 F 放送機材レンタル業

5684-0888

3 (株) アイ・サポート

本郷 3-38-10 さかえビル 2 F 090-5702-9471 情報処理業

②小林良樹 税理士事務所

### 【表紙写真について】

#### 曹洞宗 諏訪山吉祥寺の「しだれ桜」

太田道灌が江戸城築城の際、井戸を掘ったところ、「吉祥増 上」の刻印が出てきたため、現在の和田倉門のあたりに「吉祥 庵」を建てたのが始まりといわれる。徳川家康時代に水道橋際 (現在の都立工芸高校一帯) へ移った。明暦3年(1657) 明暦 の大火で焼失し現在地に移転。関東における曹洞宗の宗門随一 の「旃檀林(せんだんりん)」がおかれ多くの学僧が学んだ。 第二次大戦でそのほとんどが焼失し、現在は山門と経蔵だけが 往時をしのばせる。

【所在地】文京区本駒込3-19-17 【お問い合わせ先】03-3823-2010 文京区ホームページより

[撮影及び表紙説明]

(有)トーイ企画(回覧板・名簿の企画制作)

本駒込5-3-5-201

代表取締役 鵜野眞理子

## 我社の一言 PR

『 会社名:株式会社 アイサポート

**罗** 代表者:大濱良子

☞ 所在地: 文京区本郷 3-38-10

さかえビル 2F

☞ T E L : 090-5702-9471

☞ U R L : https://ai-suppo.com

ホームページを作ってみたい、通販サイトを作ってみ たい、だけどやり方がよく分からない!そんなお悩み はありませんか?困っている皆様を強力にサポートし

ます!誠心誠意、愛情を持って I T をサポートする!

そんな会社です。で連絡お待ちしております。

## 我社の一言 PR

**愛 会社名:株式会社** ベイシスコンサルティング

**愛** 代表者:泊 三夫

☞ 所在地:文京区本郷 1-5-11

水道橋こんぴら会館 4F

FAX: 03-6240-0340

TURL: https://basisconsulting.co.jp/

私たちBasis Consultingは、東京大学との共 同研究による最先端の技術と学術機関やイン フラ企業とのネットワークを通じて、「生活 社会のインフラの入り口から出口まで」を総 合的にサポートしています。

#### 3月号編集後記

今年は消費税改正を含め公の変更が多いような気がします。 元号、区議選, 区長選、それに未定ですが衆参同時選挙の可能性が あります。来年開催予定のオリンピックの為でしょうか東京の至る所で道路の補修工事などが行われています。これらに膨大な税金 が使われます。是非、無駄のない使い方をして頂きたいと思います。(五十嵐 正樹 記)

■ 平成 31 年 3 月号(No.485)発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人: 広報委員長 松下 和正 〒 113-0033 文京区本郷 3-26-8 数寄屋ビル 2 階 電話 3812-0595 FAX 3815-2401

## 平成30年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞 (順不同)



井出 あお さん (駕籠町小学校 第5学年)



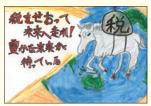
福永 修也 さん (駒本小学校 第5学年)



佐野 凪 さん (駒本小学校 第6学年)



岡 莉恵子 さん (駒本小学校 第6学年)



上田 有莉沙 さん (汐見小学校 第6学年)



山口 菜々 さん (汐見小学校 第6学年)



高山 千宙 さん (昭和小学校 第6学年)



植松 佳音 さん (誠之小学校 第5学年)



川元 昴 さん (誠之小学校 第5学年)



岸 優香 さん (誠之小学校 第5学年)



大野 夏実 さん (誠之小学校 第5学年)



関原 梨乃 さん (千駄木小学校 第5学年)



福田 暖笑 さん (千駄木小学校 第6学年)



土屋 明日香 さん (根津小学校 第6学年)



戸邉 頼人 さん (根津小学校 第6学年)



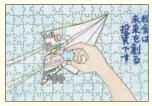
益田 侑奈 さん (本郷小学校 第6学年)



峯嶋 怜 さん (本郷小学校 第6学年)



山本 達己 さん (本郷小学校 第6学年)



峯嶋 純 さん (本郷小学校 第6学年)



龍ノロ 十音 さん (湯島小学校 第6学年)

法人会では租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を実施、平成30年度は727点の応募がありました。 また、入賞者は毎年開催される納税表彰式で表彰され今年は文京区長の作品が東法連のコンクールでも優秀賞に選ばれました。 なお、税務署長賞・文京区長賞・文京都税事務所長賞・本郷法人会長賞・女性部会長賞は前号(No.484)に掲載しております。